

令和3年第13回美唄市教育委員会会議録

- 1 と き 令和3年9月29日（水）
 午後4時00分～午後4時58分
- 2 と ころ 教育委員会
- 3 出席委員
 天野教育長 高橋教育委員 土肥教育委員 今野教育委員 要覚教育委員
- 4 説明員
 阿部教育部長 村上学務課長 村上指導室長 高橋学務課長補佐
 桜井学務課主幹 石本学校教育係長
- 5 開会
 高橋委員を署名委員に指名
 会期を1日と決定
- 6 議件名
 ・議案第22号 教職員の働き方改革アクション・プラン（第2期）策定の件
 ・その他1 陳情書（美唄尚栄高校入学者に係るタブレットPC支援）
 について
 ・その他2 令和3年第3回市議会定例会一般質問について

概要記録

16:00

●天野教育長 ただいまから、令和3年第13回美唄市教育委員会議を開会いたします。順序第1 会議録署名委員に高橋委員を指名します。次に順序第2 会期の決定につきましては本日1日といたします。次に順序第3 教育長報告、行事報告・行事予定について、事務局から説明をお願いいたします。教育部長。

●阿部教育部長 それでは、教育長報告について申し上げます。

※教育長報告（添付資料 別紙1）

※行事報告・行事予定説明（添付資料 別紙2）

●天野教育長 教育長報告、行事報告・行事予定について事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 なければ次に移ります。順序第4 議案第22号教職員の働き方改革アクション・プラン（第2期）策定の件について、事務局から説明をお願いします。学務課長。

●村上学務課長 議案第22号教職員の働き方改革アクション・プラン（第2期）策定の件について、ご説明いたします。

本市のアクション・プランにつきましては、平成30年6月に取組期間を令和2年度までの3年間として作成し、この間1回の改訂を行ってきたところです。今回、取組期間が終了したことから、その検証を行うとともに、本年3月に北海道教育委員会が策定いたしました学校における働き方改革北海道アクション・プラン第2期の内容を踏まえ本市の新たなアクション・プランを策定するものでございます。このプランのポイントとなる部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3ページの中段をご覧ください。これまでの取組の検証といたしまして、4項目について検証を行いました。1つ目の在校等時間につきましては、出退勤システムにより検証を行った結果、1か月45時間以上を超える月がある職員の割合は管理職で66.6%、教頭にあつては100%、一般教諭は27.6%、養護教諭、栄養教諭、事務職員は45時間以内となっております。次に2つ目の部活動の休養日と活動時間につきましては、おおむね目標どおりの結果となっております。3つ目定時退勤日と勤務時間等の制度の活用につきましては、すべての小中学校において月2回以上の定時退勤日を設けているほか、週休日の振替や4週の期間内での勤務時間の割り振りにより、休養日を確保できる状況にあります。

最後に学校閉庁日につきましては、各学校において実施されているところですが、授

業の準備、部活動の大会等への参加などで業務に従事している状況が見受けられるところでございます。

検証の総括といたしまして、5番目にありますが、校務支援システムの導入、スクール・サポート・スタッフや学習指導員の配置により、教員の負担軽減に取り組んでいるところですが、市内の全教職員の約3割が1か月45時間を超える月があることから、取組を継続し勤務時間を意識した働き方改革を推進していく必要があると考えています。

5ページをご覧ください。プランの目標と重点的に実施する取組、期間についてですが、今回掲げる取組について成果の検証を行いながら、着実に進めるため取組期間を令和3年度から令和5年度までの3年間としたいと考えております。目標につきましては、これまでと同様に時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とし重点的に実施する取組を記載の6項目としてございます。

次に8ページをお開きください。ACTION1 についてですが、ここには市教委の取組として6項目を掲げておりまして、必要な人材の配置、システムの活用、学校給食費の公会計化に向けた取組等により教職員の負担軽減を図るほか、地域との協働により学校を応援支援する体制づくりを推進し、教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備に努めるということとしてございます。

次に9ページです。ACTION2 部活動指導にかかわる負担の軽減ということですが、ここも市教委としての取組がかかげられており、これまでの部活動休養日の完全実施ということで、1つには毎週2日以上休養日を設けること。学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日である毎月第3日曜日は、可能な限り休養日とするというように努めようとしております。2つ目は、部活動の活動時間ですが、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度としてございます。そのほか、複数顧問の効果的な活用、学校規模に応じた部活動数の適正化を掲げております。

次に10ページになります。ACTION3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実でございます。これは、学校内での取組の部分で、1つ目のワークライフバランスを意識した働き方改革の推進では、月2回以上の定時退勤日の実施、年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施、15日以上年次休暇の取得促進、仕事と育児、介護との両立支援を行うとしてございます。また、仕事と子育て、または、介護を両立できる職場環境づくりの推進、教職員が両立支援制度を適切に活用することが出来るよう積極的な行動、職場内での必要な配慮を行うとしてございます。そのほか、人事評価制度等を活用した意識改革の促進、長期休業期間中における学校閉庁日の設定、在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの活用により、働き方の推進と学校運営体制の充実に努めるとしてございます。最後に11ページのACTION4 教育委員会による学校サポート体制の充実ということですが、1つ目のメンタルヘルス対策の推進等についてですが、教職員のメンタルヘルス対策の推進のため、ストレスチェック

を実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めることとしております。この取組に関しては、今年度に予算に計上をしており、すでに実施済みとなっております。そのほか、これまでと同様に、調査業務等の見直し、勤務時間等の制度の活用、適正な勤務時間の設定、学校の組織運営に関する見直しに向けた指導・助言を行うほか、教育課程の編成・実施に関する指導・助言、トラブル等に直面した際のサポート体制の構築のため、必要な専門的知識を有する人材の派遣を行うとともに、市長部局や警察などとの連携を確立するなど、関係機関との連携、協力体制を強化して学校のサポート体制を充実させることとしてございます。

本日の教育委員会議で決定をいただきましたら、校長会議で説明を行ったあと、各学校に通知を行うように考えてございます。私の方からは以上です。

●天野教育長 ただいまの件に関し、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。今野委員。

●今野委員 45 時間を超えている職員が3割程度いるということで、去年までコロナ対策でスクールサポートの支援員が毎日いらしていた。今回、学校訪問をしたときにも言われたが、国の補助が減ったことにより、週に2時間ずつ何日間かとか、週に2日とか大幅な削減が図られて、先生の負担が増えていると思います。コロナ対策は終わらないので、そこは市として補助頼みだけではなくて、市としての支援もなくては先生たちの改革にはつながっていかないのではないかと思います。予算の面でどうしていくかなんでしょうけど。

●天野教育長 学務課長。

●村上学務課長 学校現場で、まだまだコロナの終息が見えない中で消毒等色々な面で負担がかかっているのは承知をしているところです。今後こういった形で市として新たに配置をするだとかは、今すぐ申し上げることは出来ませんが、この中でそういったお話もありますし、この中で事務職員の方も協力しながら、公務補の方、先生方もそうですけどやっただいていてということも含めて、今後こういった形で支援をしていけるかというか、配置ができるか、この辺については、有効な補助があれば活用したいと考えていますし、今後については課題ということで捉えてまいりたいと思います。

●天野教育長 よろしいでしょうか。

●今野委員 はい。

●天野教育長 他になにかありませんか。要覚委員。

●要覚委員 質問ですけども、昨年の方がわからないので、的外れな質問でしたら申し訳ありません。超過勤務の時間帯についてなんですけども、これは、教頭先生や教育職員などにアンケートなどは取ったことはあるのでしょうか。例えば、なぜこれだけ超過勤務が長いのか、100%の超過勤務を無くすためには、どういうふうにしたら減るのかとか、そういう部分のアンケートとか意見を聞いたことはあるのでしょうか。

●天野教育長 学務課長。

●村上学務課長 要覚委員のご質問ですけれども、市教委の方として教職員の方に理由ですとか、どういったことができれば超過勤務が減るのか、そういったことについてのアンケートは取ってはございません。ただし、昨年、教育長が各学校を訪問して先生方と直接ということはなかなかできなかったのですが、校長先生や教頭先生と現状の学校の状況をヒアリングしてございます。そのなかで、各学校もそれぞれ工夫を凝らして会議を少なくするですとか、いろんな対策を講じていただいているところです。

今後、学校の中で、校長先生のなかでアンケートの話を聞いてはいますので、そういったことを含めて、教育委員会としてもどういったことが可能か、どういったことをすれば超過勤務の対応ができるか、さらに検討をしてまいりたいと思います。

●天野教育長 要覚委員。

●要覚委員 現場の意見がもう少し上がってきてもいいのかなと感じましたので、質問させていただきました。わかりました。

●天野教育長 他に何かございませんか。土肥委員。

●土肥委員 私も 45 時間の時間について質問ですけれども、この文章で読み取れることは、45 時間を超える時間がある教職員の割合は管理職で 66.6%、教頭にあっては 100%。超える月があるということは、毎月超えているのか、たまたま 1 か月だけが超えたのか、ということですが、実態はどのようになっているのでしょうか。

●天野教育長 学務課長補佐。

●高橋学務課長補佐 整理の仕方としては、1 回ずつ毎月ということではなくて、毎月何人の先生が超えているかを含めて、その先生が同一の先生であれば 1 名という風なカウントで考えて整理させていただいています。ですので、先生によっては 45 時間を超える月があったり、なかったり、その先生によって違ってはいます。教頭先生につきましては、毎月 45 時間を超える状況ではありました。

●天野教育長 土肥委員。

●土肥委員 わかりました。

●天野教育長 他に何かございませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですのでお諮りいたします。教職員の働き方改革アクション・プラン（第 2 期）についてご異議ありませんか

●各委員 ありません。

●天野教育長 異議が無いものと認め、議案第 22 号教職員の働き方改革アクション・プラン（第 2 期）策定の件については原案どおり可決といたします。

●天野教育長 次にその他 1 美唄尚栄高校入学者に係るタブレット端末支援の陳情書について事務局から説明をお願いします。教育部長。

●阿部教育部長 それでは、その他 1 陳情書ということで、美唄尚栄高校入学者に係るタブレット P C の支援につきまして、ご説明いたします。令和 3 年 6 月 9 日に北海道

美唄尚栄高校PTA会長から市長、教育長あてに陳情書の提出があったところでございます。陳情書の内容につきまして、読ませていただきますと、「高等学校においては、新たな学習指導要領の実施に伴い、令和4年度の入学生から年次進行でICTを活用した授業実践がすすめられることとなっております。北海道においては、Bring Your Own Device、個人が所有する端末を学校で利用することによることが示されました。美唄尚栄高校の入学者数は、令和3年度が47名と少子化の影響により減少してきています。保護者、学校職員及び学校関係者が一丸となって学校をPRしているところですが、二間口維持に必要な41名の入学者確保が危ぶまれ、空知管内唯一の総合学科校として、同校の特徴である5系列、文理教養、家庭、農業、工業、商業が維持できなくなる状況が危惧されています。令和4年度からは1人1台端末、及び、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、感染症等発生時における臨時休業等の緊急時においてもICTを活用し、全ての子どもたちに学びを保障できる環境実現のため、各自で端末を準備しなければなりません。そこで、経済的な事情等に関係なく全ての生徒がICTを活用した授業を滞りなく受けられるよう、1人1台のタブレット端末の入学生への支給をお願いしたく陳情します。」ということです。また、「入学準備金や通学費の補助もご検討いただきたく陳情いたします。」という内容になっております。

この件は、新聞報道もなされていましてのでご存じかと思いますが、また、今回の一般質問の中で山上議員、紫藤議員、それから、山崎議員からは決算委員会で高校支援に関する質疑が行われておりまして、教育長からは、高等学校存続は大変重要な問題であり、本市になくてはならない存在であるという認識をお話ししたところです。そのため何が必要か、何を重要させていくかという点について、支援の拡充については今後協議したいということでご答弁しているところです。

今後につきましては、こういった支援が良いのか、市長部局と予算のこともありますので、協議を進めてまいりたいと考えております。小中学校につきましては、市教委が義務教育を担っておりますけれども、これについては、国の補助を受けながら、今回のコロナのことがありまして、ICT関係については、加速度的に前倒しでタブレットPCについて全学校児童生徒分を配布したところでございますけれども、高校につきましては、国が基本的には個人所有のものを授業で使うということで、低所得者の方々につきましては、道教委の方で用意して貸与するということも考えているようですけれども、基本的には個人所有ということで、その部分について市に助成を求めているという内容になってございます。仮に、1人1台タブレットということで助成することで、陳情書にある内容で申し上げますと、令和3年度入学者尚栄高校47人、聖華高校64人ということで、タブレット端末が1台50,000円と想定しますと、555万円の助成ということが考えられるところです。陳情書については、あとで一般質問についての中でもご説明いたしますが、今後これについては、どのような助成措置がいいのか十分市長部局とも検討

してまいりたいとお答えしているところです。以上です。

●天野教育長 事務局から説明がありましたが、ご質問はありますか。高橋委員。

●高橋委員 6月に出た陳情書がこの時期に上がってきたのは何か意味はあるのでしょうか。遅れたのか、この陳情書の扱いについては。

●天野教育長 教育部長。

●阿部教育部長 内容を受けたあと、なかなか協議ができなかったということ等がありました。教育委員の皆さまにも、これから予算時期にかかるということでこれについてご説明したいと思い提出いたしました。

●天野教育長 高橋委員。

●高橋委員 はい。

●阿部教育部長 申し訳ございません。時間は経っているのですが内部協議が進まなかったものでございます。今後これについては協議してまいりたいと考えています。

●高橋委員 はい。

●天野教育長 他にご質問はありませんか。高橋委員。

●高橋委員 これは入学者だけですか。在校生は。

●天野教育長 教育部長。

●阿部教育部長 令和4年度からの導入で、学校からのご希望は1つには学校の間口維持という考え方が文章に書かれていますので、入学者を減らさないという意味で新入生から、4年度から助成してほしいというのが、陳情の趣旨となっています。当然在校生についても考えていかなければならないと思います。趣旨については、そういう趣旨で頂いております。

●天野教育長 高橋委員。

●高橋委員 陳情書ですから、在校生については別にいいということで、新入生からこういう助成をしてほしいということですね。

●天野教育長 教育部長。

●阿部教育部長 陳情書の意向については、そういう意向ということで受けとめております。

●天野教育長 他に何かございませんか。要覚委員。

●要覚委員 今この段階で、この陳情書を受けるかどうかは、はっきりとしていないということですね。それとも、もう受ける、こういうふうになるということでしょうか。

●天野教育長 教育部長。

●阿部教育部長 陳情書ですので、希望ということでPTA会長の意向ということで提出されたということで、受けたことは受けました。ただ、これをどう実現したり、予算化するかということについては、また議論が必要かと思います。現在高校に対しては少ないとは言われていますけれども、75万円の予算で2校に対して支援していますので、その上乗せと言いますか、この部分をどのように拡充していくかという議論になるか

と考えているところですが、この陳情書をそのまま全て受け入れるということになるかということについては、今後の協議も必要ですし、我々だけでは決められないというところでございます。

●天野教育長 要覚委員。

●要覚委員 今からこういう状態で、令和4年度の入学者の前に入試の前に入學したら1人1台端末っていうのを載せたいという部分があるんですよ。間に合うのでしょうか。

●天野教育長 教育部長。

●阿部教育部長 今要覚委員のおっしゃられたとおりかと思います。来年の入学者という視点であればその前に新年度予算ではなくて、というところもあるかもしれませんが、今現在ではタブレットの予算を用意しているわけではないので、進学年度前に予算を組むということになれば、補正予算を組むということも考えられるかもしれません。

●天野教育長 要覚委員。

●要覚委員 わかりました。

●天野教育長 他にご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 では、質問がないようですので、その他1 美唄尚栄高校入学者に係るタブレット端末支援の陳情書について終了いたします。続きまして、その他2 令和3年第3回定例会一般質問について事務局から説明をお願いします。教育部長。

※一般質問（添付資料 別紙3）

●天野教育長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。今野委員。

●今野委員 高校存続に対する支援の質問の件ですが、青少年育成基金の積み立てがたくさんあるということですけども、これを使うことは反対しないですけども支援が物だけの支援になると短期的な対策でしかないと思うんですよ。なので、多目的な対策を考えて、ものの支援、金銭的な支援となると喜ぶのは保護者、中学生にとってはなんの魅力もない。というところが問題だと思うので、中学生自体が魅力を感じられる高校としての特殊性、メリットをどう伝えて、本当にこの高校に行きたいと思わせる対策をゆっくりしている対策の期間は無いと思うので、大急ぎで委員会なりで対策をとって間口確保は必ず実現していないと。美唄のためにも教育のためにも必要なことだと思うので短期的な支援も大事だと思います。しかし、長期的な面をみて必ず対策はしていかななくてはならないと思いますので協議の場を持っていただきたいという願いです。

●天野教育長 教育部長。

●阿部教育部長 学校の魅力を高める取組について、どういう形がいいか現時点ではわか

りませんけども、協議していきたいと考えています。青少年育成基金について申し上げますと予算編成権が市長にあって基金管理も全体としては基金も市の予算であるものですから、全体の予算の中でどの基金をどの事業に充てていくかについて、全市的な予算編成がされているのが現実なところですよ。もちろん教育委員会の考え方も聞いていただきますけども市全体の予算の中での基金の位置づけになりますので、コロナの活用についても、ふるさと納税も含めて十分協議をさせていただきたいと思ひますし、教育委員会議でご報告させていただきたいと思ひます。

●天野教育長 他ご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですので、その他？ 令和3年第3回定例会一般質問についてを終了します。以上で本日の議事については終了しましたが、他に何かございませんか。

●高橋委員 1点だけ。いじめのことについてですけども、先日全国紙で取り上げられていましたけれども、ICT、パソコンを使ってのいじめのことで記事になっておりまして、非常に見つけづらいと。美唄市ではそういった事例があるのかどうか、また、教職員、親に見えないところでのICT、パソコンを使ったいじめについて全国的に事例が出ている中で美唄市の取組をお聞かせ願ひたい。

●天野教育長 指導室長

●村上指導室長 まず、1点目に関して、今回渡している端末を使ってのいじめについてはありません。道教委のほうでも迅速に調査もきていますし、端末に関わらず携帯、スマホの部分でも強化しなくてはならないということで、情報モラルについて無料教材を見つけ学校に提供して授業に使える状況になってございます。いじめは絶対許されないうこと、どんなことがあってもしてはいけないことを改めて指導できる体制、いじめアンケートの中にも含まれておりますのでその辺を強化しています。端末の管理は、ICT支援員が子どもたちが保管庫に入れた後に状況を確認して、閲覧履歴などに問題があれば迅速に見つけて報告をすることになっています。ICT支援員が本当に頑張っているという声があります。ICT支援員からも学年末の切り替え業務等も手伝ひをしたいなど熱心な要望もあるくらいで、みんなで子どもたちを守るかたちができます。以上です。

●高橋委員 今、要望がありましたけど、ICT支援員の今後の予算的なことについては、強化していかなくてはいけないのではないかとと思ひます。具体的な事例がなくても、目に見えてもすぐに消せるから、なかなか出てこないのが問題だとされているので、その点を考慮した場合、支援員の方々の強化について予算を割いてでも強化していかなくてはならないというのがあると思ひますので。

●天野教育長 指導室長

●村上指導室長 指導室としては、プラスして要望していこうと思ひます。以上です。

●天野教育長 他に何かありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 それでは、これをもちまして、令和3年第13回美唄市教育委員会議を閉会いたします。ありがとうございました。

16:58 終了

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 高橋 泰浄

別紙 1

教 育 長 報 告

自 令和 3 年 8 月 20 日

至 令和 3 年 9 月 28 日

区 分	会 議 等
8月20日	第 12 回教育委員会議 教育委員室 教育委員学校等視察訪問 中央小学校・認定こども園・美唄中学校
23日	歯と口の健康に関するポスターコンクール審査 第 3 会議室ほか
24日	学校職員永年勤務者表彰伝達式（～25 日） 各小中学校 教育委員学校等視察訪問 東中学校・美唄養護学校
25日	北海道都市教育委員会連絡協議会定期総会（書面会議）
26日	ゆたかな教育を求める全道キャラバン行動 第 3 会議室 感謝状贈呈（伊藤組土建(株)） 伊藤組土建(株)美唄営業所
27日	教育委員学校等視察訪問 東小学校・アカシヤ幼稚園
28日	北海道学校教員採用候補者選考 岩見沢農業高等学校（岩見沢市）
30日	感謝状贈呈（(株)岸本組） 市長応接室
9月 1日	美唄市職員辞令交付式 教育長室
7日	第 3 回市議会定例会（～29 日） 議場ほか

上記のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 29 日

美唄市教育委員会

教育長 天 野 政 俊

8 月 行 事 報 告

教 育 委 員 会

日	曜	行	事		場	所	対	象
20	金							
21	土							
22	日							
23	月							
24	火							
25	水							
26	木							
27	金	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30		図書館	児童室	市民	
28	土							
29	日							
30	月							
31	火							

9 月 行 事 報 告

教 育 委 員 会

日	曜	行 事	時間	場 所	対 象
1	水	「ほっかいどう学」かでの講座オンライン 美唄サテライト⑤	14:00	郷土史料館 視聴覚ライブラリー	市民
		収蔵企画展「北浦 晃 版画展」(～19日)		郷土史料館 特別展示室	市民
2	木				
3	金	学校祭		美唄中学校 東中学校	
4	土				
5	日	旧東明駅舎の一般開放事業	9:00	東明駅舎	市民
6	月				
7	火				
8	水				
9	木				
10	金				
11	土	史料館コンサート ハンマーダルシマー おはなしの会ブックスタート(3歳児)	14:00 10:30	郷土史料館 無料スペース 図書館 児童室	市民 市民
12	日				
13	月				
14	火				
15	水	第6回定例校長会	9:30	教育委員室	関係者
16	木				
17	金				
18	土	おはなしの会ブックスタート(3歳児)	10:30	図書館 児童室	市民
19	日	なつかしの映画上映会	14:00	郷土史料館 視聴覚ライブラリー	市民
20	月				
21	火				
22	水	第6回定例教頭会	9:30	教育委員室	関係者
23	木				
24	金				
25	土	体験講座「アートチャレンジ③キットパス」	10:00	郷土史料館 無料スペース	市民
26	日				
27	月				
28	火				

10 月 行 事 予 定

教 育 委 員 会

日	曜	行	事	時間	場	所	所	管
1	金							
2	土	史料館コンサート	二胡とピアノと歌	14:00	郷土史料館	無料スペース	生涯学習課	
3	日	旧東明駅舎の一般開放事業		9:00	東明駅舎		生涯学習課	
4	月							
5	火							
6	水							
7	木							
8	金							
9	土	おはなしの会ブックスタート（3歳児）		10:30	図書館	児童室	生涯学習課	
10	日							
11	月							
12	火							
13	水	第7回定例校長会		9:30	教育委員室		指導室	
14	木							
15	金	特別展「アイヌウレシバ～幸せに暮らす人々～」			郷土史料館	無料スペース	生涯学習課	

【生涯学習課】

列車添乗 20日(水)

街頭指導（中高一斉） 21日(木)

街頭指導（市内巡回） 14日(月)

JACOTコオディネーション道場 毎週月曜16:30～ 総合体育館・体育センター

体力づくり教室（第3期） 毎週火曜16:00～ 体育センター

キッズダンス教室 毎週火曜16:15～ 総合体育館

日	曜	行 事	時間	場 所	所 管
16	土	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30	図書館 児童室	生涯学習課
		史料館コンサート ギター	14:00	郷土史料館 無料スペース	生涯学習課
		学習発表会		東小学校	
17	日	なつかしの映画上映会	14:00	郷土史料館 視聴覚ライブラリー	生涯学習課
18	月				
19	火				
20	水	「ほっかいどう学」かでの講座オンライン 美唄サテライト⑦	14:00	郷土史料館 視聴覚ライブラリー	生涯学習課
		第7回定例教頭会	9:30	教育委員室	指導室
21	木				
22	金	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30	図書館 児童室	生涯学習課
23	土	体験講座「英語でハロウィン」	13:30	郷土史料館 研究室	生涯学習課
24	日				
25	月				
26	火	第3回青少年指導員専任指導員会議	15:30	市長会議室	生涯学習課
27	水				
28	木				
29	金				
30	土	体験講座「石炭を燃やしてみよう！」	10:00	郷土史料館 玄関前	生涯学習課

令和 3 年第 3 回市議会定例会

1 日程

会 期	月 日	曜日	会議別	事 項
第 1 日	9 月 7 日	火	本会議	会期決定、諸般報告、議長報告、市政報告、例月出納検査結果報告、定期監査報告、条例制定・条例改正、補正予算（一般・介護）、決算認定（一般・バス・国保・下水道・介護・介護サービス・後期高齢者・病院・水道・工水）
第 2・3 日	9 月 8・9 日	水・木	休 会	議案審査
第 4 日	9 月 10 日	金	本会議	一般質問
第 5・6 日	9 月 11・12 日	土・日	休 会	議案審査
第 7 日	9 月 13 日	月	本会議	一般質問
第 8 日	9 月 14 日	火	休 会	常任委員会
第 9 日	9 月 15 日	水	休 会	予算審査特別委員会
第 10・11 日	9 月 16・17 日	木・金	休 会	決算審査特別委員会
第 12～14 日	9 月 18～20 日	土日月	休 会	議案審査
第 15・16 日	9 月 21・22 日	火・水	休 会	議案審査
第 17 日	9 月 23 日	木	休 会	議案審査
第 18 日	9 月 24 日	金	休 会	地域医療体制推進等特別委員会
第 19・20 日	9 月 25・26 日	土・日	休 会	議案審査
第 21 日	9 月 27 日	月	休 会	水道事故調査特別委員会
第 22 日	9 月 28 日	火	休 会	委員長報告作成日
第 23 日	9 月 29 日	水	本会議	委員長報告、意見書案ほか

2 教育委員会関連案件

【常任委員会】

- ・美唄市学校給食費の管理に関する条例制定の件

3 一般質問

順序	会派	質問者	質問要旨	質問日
1	みずほ議員会	松山 教宗議員	1 地方創生について 2 環境行政について	9 月 10 日 (金)
2	令和議員会	川上 美樹議員	1 情報行政について 2 観光行政について 3 教育行政について <教育長答弁> (1) 特別支援教育について (2) GIGAスクール構想について	
3	市民交流クラブ	山上他美夫議員	1 空き地・空き家の現状と管理について 2 高校支援について (1) 市内高校存続に対する今後の支援策について	
4	無 会 派	紫藤 政則議員	1 産業振興策について 2 教育行政について <教育長答弁> (1) 市内道立高等学校への支援について (2) 市立図書館のあり方について (3) 学校図書館のあり方について	
5	令和議員会	山崎 一広議員	1 市長自身の今後の市政運営について 2 福祉行政について 3 農業行政について 4 教育行政について <教育長答弁> (1) 義務教育学校について	9 月 13 日 (月)
6	市民交流クラブ	齋藤久美夫議員	1 地域おこし協力隊について 2 教育行政について <教育長答弁> (1) ヤングケアラーについて	
7	無 会 派	本郷 幸治議員	1 地域医療について 2 防災行政について	

令和 3 年 第 3 回 定例会一般質問

川上 美樹議員
教育委員会学務課

件 名 3 教育行政について

中項目 (1) 特別支援教育について

質問内容

市内には校区の関係で、知的しょうがい児入所施設から転入する生徒を受け入れている中学校がありますが、現在は、どのくらいの生徒が転入され、受け入れる学校としては、どのような教職員体制を整えているのか現況について教育長に伺う。

答弁内容

(特別支援教育について) であります、

特別支援学級は、特別支援学校に比べ障害の程度が軽く、通常の学級における指導では、十分な成果を上げることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校及び義務教育学校に必要な応じて設けられる特別に編制された学級となっております。

本市の特別支援学級は 16 学級、54 名の児童生徒が在籍しており、学級の種類といたしましては、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害の学級を設置し、市内の知的障害児入所施設からも 6 名の生徒が在籍しているところです。

また、障害のある児童生徒の教育につきましては、その障害の状態や能力・適性等が極めて多様であり、一人一人に応じた指導や配慮が特に必要であるため、学級編制やその他、教職員配置について

特別の配慮がなされているところであります。

次に、小・中学校の特別支援学級の学級編制及び教職員定数につきましては、いわゆる義務教育標準法で定められており、本市の小学校の例で申し上げますと、特別支援学級は3学級で、教職員定数は加配教員を含め、6名体制となっております。障害のある子どもについては、一人一人の障害の状態に応じた教育的支援を行うことが必要であり、そのためには、まず、保護者、学校や教育関係機関と一緒に、子ども一人一人のニーズの把握に努めることが大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、そのニーズに応えるために、今後とも、学校に対し、児童生徒に寄り添ったきめ細かな指導計画を作成するよう指導するとともに、保護者や教育関係機関と連携しながら特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

令和3年第3回 定例会一般質問

川上 美樹議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 3 教育行政について

中項目 (1) 特別支援教育について

質問内容

特別支援教育についてですが、インクルーシブな教育の観点から、近隣の知的しょうがい者入所施設からの転入を受け入れ、学習を進めていくことは大変有意義なことと思います。現在も大変熱心に学校と教育委員会とで、取り組んでいること、さらに、よりよい指導体制を確立するため、長期的展望で考えると、指導室内にも教職経験のある人材の登用も必要ではないかと考えますが、改めて、これらについて教育長に伺います。

答弁内容

(特別支援教育について) であります。

学校や保護者は、早期から養育や教育について様々な機関に相談し、助言を得ながらも、なお、悩みや不安を解決できない場合もあり、このような悩みや不安に応えるため、教育委員会はもとより、医療、福祉等の専門家や専門機関による適切な教育相談の体制を整え、必要に応じて、児童相談所、障害者通所支援事業所等の関連機関との連携・協力も重要であると考えております。

こうした取組を更に推進するためには、指導室の職員体制の充実が必要であると考えておりますが、教育委員会全体の重要課題や業務

量などを十分考慮しながら、今後とも、適切な人員配置について市長部局と必要な協議を行ってまいります。

令和 3 年 第 3 回 定例会一般質問

川上 美樹議員
教育委員会学務課

件 名 3 教育行政について

中項目 (2) GIGA スクール構想について

質問内容

①ICT 教育を支える人員について

一人1台のPC端末が揃い、ICT支援員も配置されたところであり、
グーグルでのクラウドサービスも利用できるようになったことは
大変先進的なことだと思います。そこで、これらのクラウドサー
ビスについて、生徒や家庭に指導するのは、どのようになっているの
か、教育長に伺います。

答弁内容

(GIGA スクール構想について) であります。

本市では、国の第3期教育基本計画の「2018年以降の学校にお
けるICT環境の整備方針」に基づき、学習者用コンピュータや電子
黒板、無線LANの整備など、計画的に小中学校のICT環境整備を行
ってきたところであり、校内にICT機器が整備されることで、操作
の取得やICTを活用した授業改善、機器の設置準備等、新たな業務
が発生することから、各校に1名のICT支援員を配置し、教員の
ICT活用の支援を行っているところであります。

また、ICT機器にトラブルが生じたときは、教育委員会内に配置
しているGIGAスクールサポーターが対応するなど、学校と行政が

一体となった運用に努めているところであります。

次に、グーグルスイートのクラウドサービスの導入についてであります。児童生徒が学校で作成したレポートや個別に収集した資料や写真をグループで共有ができることやクラスルームを利用することにより、教員から児童生徒への課題配付や質問の受付、課題の提出状況の確認や採点などをクラウドサービス経由で行ったりすることも可能となっております。

今後、タブレット端末の持ち帰りが可能となった場合には、児童生徒が自宅でも、アカウントにより利用ができ、授業で作成したスライド資料やレポートなどをドライブに保存し、児童生徒が自宅で振り返り学習をすることが可能となり、これらの指導につきましては、各学校のICT担当教員が行っているところです。

教育委員会といたしましては、GIGA スクールサポーターや外部講師の活用により校内研修の充実に努め、教員の教材研究が円滑に行うことができるよう取り組んでまいります。

令和3年第3回 定例会一般質問

川上 美樹議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 3 教育行政について

中項目 (2) GIGA スクール構想について

質問内容

1人1台の端末を使用することができておりますが、クラウドサービスの利用の仕方について、生徒や家庭に指導するのは、教職員でなく、知識のある専門家、又は経験豊富な地域の方をお願いするなど、検討すべきではないでしょうか。教職員はコンテンツの作成、つまり、教材づくりに専念してもらい、職務以外の業務を増やすべきではないと考えますが、このことについて、再度、教育長に伺います。

答弁内容

(クラウドサービスの指導について) であります、
教育委員会といたしましては、特定の教員が業務の負担増とならないよう十分配慮するとともに、GIGA スクールサポーターや ICT ボランティアを活用するなど、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

令和3年第3回定例会一般質問

山上 他美夫議員
教育委員会学務課

件 名 2 高校支援について

中項目 (1) 市内高校存続に対する今後の支援策について

質問内容

高校の現状は少子化による生徒数の減少や、年収590万円以下の世帯で私立高校の授業料は実質無償化などで公立高校への進学が減った事などにより、高校の統合や廃校が進んでいる。尚栄高校は現在1年生が47人で2クラスですが、中途退学等で40人を割り込んだ場合や入学生が40人以下の場合には、現在の定員80人が今後40人に削減される事になる。聖華高校でも同様に年を追って生徒が減少している状況。入学希望者の増加を計る事は必須条件であり、多くの市町村が、新入学生に対する支援を手厚くしている。今年3月定例会の一般質問でも、高校支援のために1億5千万円ある青少年育成基金の一部を使えないかと質問したが、今一つ明確な返事がなかった。

来年度の高校受験活動は始まっていて、高校生人口が減少する中、新入生の獲得はどの高校も熾烈な競争の中にあり、受験生が定員に満たず新入生が減少して行けば、道教育委員会からの定員削減の指導も想定される。これらの状況を踏まえて、美唄市として市内高校の存続に対する考え方と、今後の支援策についてはどのように考えているのか伺う。

答弁内容

（市内高校存続に対する今後の支援策について）であります、
尚栄高校と聖華高校は、それぞれ特色ある学科を有している道内でも数少ない高校であり、本市の将来を担う人材育成や地域の活性化など、両校の果たす役割は極めて大きなものがあると考えております。

しかしながら、令和３年度における入学者数は、尚栄高校が８０名の定員に対して４７名、聖華高校は定員８０名に対して６４名で、両校とも定員を下回っている状況で、聖華高校は２年連続、尚栄高校については、５年以上定員割れの状況が続いているところであり、中学校卒業者が減少していく中で、定員を確保していくためには学校における教育活動を理解してもらい、学校の魅力を知ってもらうことが必要であると考えております。

このため、市内高校と中学校の先生による進路指導に関する懇談会の開催や１日体験入学、部活動での交流のほか、尚栄高校の施設・設備を利用した市内中学校との授業交流などを通して、学校への興味・関心を深めていただく取組を行っているところであります。

高校への支援策といたしましては、高校の生徒数の確保につながるよう、平成２８年度から青少年育成基金を活用した高校の教育活動に要する経費の一部補助を行っているほか、就職活動への支援として、地元就職応援合同企業説明会やインターンシップ授業を開催しているところであります。

また、今年度、新たに食農教育の一環として、尚栄高校と連携し、本市の地域特性や優位性を生かしながら、食と農を連動させた特産品開発の取組などを通じて、魅力ある高校づくりに向けた支援を行っているところであり、今後も、この支援を継続してまいりたいと考えております。

令和 3 年 第 3 回 定例会一般質問

山上 他美夫議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 2 高校支援について

中項目 (1) 市内高校存続に対する今後の支援策について

質問内容

7日の北海道新聞でも空知管内の公立高校配置計画についての記事があり、何処の自治体においても高校の存続には力を入れているが、近隣市町村に比べても、美唄市には高校存続に対する熱意が感じられない。今ここで高校支援の対策を打ち出さなければ後々には後悔先に立たずとなる。

青少年育成基金が令和1年度は1億1千万円、令和2度が1億5千万円、今年度末には多分2億円を超えると思うが、この基金の使用額は昨年僅か351万円で、高校支援もその内の75万円に過ぎない。この基金が宝の持ち腐れに終わるのか、打出の小槌となってまちの活性化につながるのか、教育長の英断を頂きたいと思うが、改めて考え聞く。

答弁内容

(市内高等学校に対する支援策について) であります、

高等学校の存続については、それぞれの特色ある教育活動を理解してもらい、学校の魅力を知ってもらうことが重要であると考えており、これまで継続した支援を行ってきたところであります。

高等学校の存続は、大変重要な問題であると考えておりますことから、支援の拡充等につきましては、高等学校の意向もお伺いしながら市長部局とともに、必要な対応について、協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、両校の魅力の発信に努めるとともに、美唄らしい支援のあり方について、引き続き検討を行い、生徒たちが「郷土愛」と「新しい時代を生き抜く資質・能力」を育むとともに、美唄の高校で学んで良かったと思っただけのようにしっかりと支援してまいりたいと考えております。

令和 3 年 第 3 回 定例会一般質問

紫藤 政則議員
教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (1) 市内道立高等学校への支援について

質問内容

高校があることによるまちの活力、もたらす効果は大きい。
もっと、危機感を持ち、美唄から高校の火をけさないように。
そのためにも、市が支援を行い、高校の存続を後押しするべき。

答弁内容

(尚栄高校からの支援要請に対する対応について) であります。
令和 3 年 6 月 9 日付けで尚栄高校 PTA 会長名による陳情書の提出があり、来年度からの入学生に対し、教材の支給について要請があったところです。

高等学校の存続は、大変重要な問題であり、高校は、本市にとってなくてはならない存在であると考えております。

そのためには、何が必要か、何を充実させるべきかなど、支援の拡充等について、高等学校の意向もお伺いしながら市長部局とともに、必要な対応について、協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、両校の魅力の発信に努めるとともに、美唄らしい支援のあり方について、引き続き検討を行い、生徒たち

が「郷土愛」と

「新しい時代を生き抜く資質・能力」を育むとともに、美唄の高校で学んで良かったと提供いただけるようしっかりと支援してまいりたいと考えております。

令和３年 第３回 定例会一般質問

紫藤 政則議員
教育委員会学務課

件 名 ２ 教育行政について

中項目 (２) 市立図書館のあり方について

質問内容

市立図書館に指定管理者制度を導入したことにより、どうなったか、市民利用に支障がなかったか、その評価と今後に向けた課題についてたずねる。

①法令上の役割についての認識②指定管理者制度導入の目的、考え方、パブリックコメントに対する回答内容について目論見どおり実行できているか、検証と評価

③指定管理者に対するモニタリング評価と市民参加のあり方

④司書、司書補の配置状況など、図書館職員体制の現状と職員の安定雇用についての考え方 について教育長に伺う。

答弁内容

(市立図書館のあり方について)であります。はじめに、法令上の役割についての認識につきましては、図書館法では、図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することが目的であると認識しています。

次に、指定管理者制度導入の目的、考え方、パブリックコメント

に対する回答内容につきましては、指定管理者制度を導入することで、図書館の運営コストの効率化を図るとともに、民間事業者の能力と活力を積極的に活用することにより、市民サービスの一層の向上と図書館機能の拡充に努めているところであります。

また、パブリックコメントに対する回答につきましては、平成 29 年度の意見募集の際にいただいた、54 件の意見のほとんどが指定管理者制度の導入に反対するものであり、その理由は、公立図書館の指定管理者制度の導入例が少ないことや本市の図書館規模であれば収益事業が期待できないこと、司書の配置のこと、経費節減により安定した長期雇用が保障されないことなどの意見をいただきました。その回答といたしましては、市民サービスの低下や後退を招くことが無いよう指定管理者が行う業務の実施状況をモニタリング調査等によりチェックすることで、従前と変わることは無いと回答しています。

また、指定管理者には司書資格を有する職員の配置を義務付けるとともに、研修など職員の育成についても「施設管理仕様書」に明記し、専門研修や業務研修により資質・能力の向上を図りますと回答しています。

次に、検証と評価については、施設のサービスの履行に関し、条例や規則及び協定書・仕様書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認するため、モニタリング評価を行い、総合評価では、「管理運営の状況が、仕様書等の内容に沿って概ね適正」に行われており、良好と認められ「A」評価となっております。モニタリング評価と市民参加のあり方につきましては、モニタリングの目的として、施設のサービスの履行に関し、条例や規則及び協定書・仕様書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認するものです。また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかなどの監視に加え、現地調査及び管理運営状況の評価とともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理

運営の継続が適当でないなどと認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みであります。このため、指定管理者による利用者アンケートでの市民ニーズの把握や月次報告のほか、人員体制や施設管理などの 39 項目について、自己評価並びに市が評価を行い、副市長を委員長とし、私や総務部長、学識経験者等からなる「指定管理者選定委員会」で審査することとしています。

図書館職員体制の現状と職員の安定雇用につきましては、現在、司書を 4 名配置し、うち 1 名が館長を兼務するほか、事務職員 4 名が配置され、計 8 名の職員体制で管理運営しております。

また、職員の安定雇用については、図書館の指定管理者の指定期間が 5 年間となっており次回も引き続き指定管理者に選定されるとは限らないことから、必ずしも、安定した長期雇用が保障されないといった面があり、地域等の活力を積極的に活用し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するためには、非公募の導入の検討が必要であると考えております。

令和３年 第３回 定例会一般質問

紫藤 政則議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (2) 市立図書館のあり方について

質問内容

①指定管理者職員のキャリアを積むことで、市民サービスの向上とともに、職員の安定した雇用につながるものとするが、認識を伺う。

②公立図書館には、役割の中に、学校図書館や郷土史料館等の他の施設と連携する役割を担ってほしいと考えるが認識を伺う。

答弁内容

(市立図書館について)であります。指定管理者の職員が職場での経験や専門研修、業務研修により、資質・能力の向上が図られることが、市民サービスの一層の向上と図書館機能拡充につながるものと考えております。

このため、指定管理者には司書資格を有する職員の配置や研修などの職員の育成について、「施設管理仕様書」に明記し、これを受け指定管理者は、司書の増員や専門研修を受講しています。今後につきましては、北海道立図書館や北海道図書振興協議会が行う、専門研修の情報提供や情報交換を行うなど、指定管理者職員の育成・向上に繋がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市立図書館と学校図書館等との連携についてであります。学校は教育機関として、子ども読書活動を推進し、読書習慣を形成していくうえで、大きな役割を担っていることから、このような役割を担う学校との連携については、団体貸出しのPRや利用の拡充、読書活動への積極的なサポートなど、学校との連携の取り組みを推進することが重要であると考えております。

また、郷土史料館などの社会教育施設との連携、協力に努めてまいりたいと考えております。

令和3年第3回定例会一般質問

紫藤 政則議員
教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (3) 学校図書館のあり方について

質問内容

学校図書館の現状と課題とともにあるべき学校図書館に向け何が必要かについて伺う。

①法令上の役割についての認識

学校教育法 学校図書館法 学習指導要領 学校図書館ガイドライン

②司書教諭と学校司書の配置基準と充足状況

③学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数と市内各小中学校における蔵書冊数の現況

標準冊数と各学校の蔵書数 基準に合っているのか

④地方財政措置と学校図書館の決算状況

⑤美唄の子どもの読書活動の現状と他市町との比較

答弁内容

(学校図書館のあり方について) であります、

はじめに、学校図書館の位置付けについてであります、学校図書館は、学校図書館法において、学校教育に欠かすことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集、整理、保存し、児童生徒

及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的とされており、学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせる司書教諭を置くほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する学校司書を置くよう努めなければならないと規定されているところです。

司書教諭につきましては、学校図書館法において学級の数が 12 以上の学校については、配置しなければならないこととなっており、本市では中央小学校、東小学校にそれぞれ 1 名ずつ配置しているところです。学校司書につきましては、制度上の設置根拠はなく、本市ではいずれの学校にも配置していないところです。

次に、各学校図書館の標準蔵書冊数と蔵書数についてであります。令和 2 年度末では、中央小学校が 9,160 冊に対して 5,443 冊で達成率 59.4%、東小学校が 9,560 冊に対して 5,597 冊で達成率 58.5%、美唄中学校が 9,600 冊に対して 6,597 冊で達成率 68.7%、東中学校が 9,600 冊に対して 6,146 冊で達成率 64.0%となっており、各校とも標準冊数を下回っている状況にあるところです。

次に、学校図書費に対する地方財政措置についてであります。小学校分としては 211 万 5 千円、中学校分として 190 万円が普通交付税として算入されているところであります。これに対し、令和 2 年度における学校図書費の決算額につきましては、小学校費が 48 万 9,999 円、中学校費が 39 万 9,920 円となっております。

学校図書館につきましては、読書センターとして、学習・情報センターとして重要な機能を有しており、また、新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を実現する場として学校図書館の活用が上げられていることから、必要な予算を確保し、蔵書整備、さらには教育改善に取り組み、学校図書館の充実に努めてまいります。

次に、子ども読書活動の現状と他市との比較についてであります
が、本市の子ども読書活動の現状につきましては、令和2年に実施
した「児童生徒の読書活動に関するアンケート」調査では、1か月
に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合は、小学校の低学年で
14.2%、中学年 14.7%、高学年 15.2%、中学生 35.7%、高校生 58.3%
との結果となっております。

また、令和元年に全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で、
全国の小・中・高等学校の児童生徒から抽出し、行った「学校読書
調査」の不読率は、小学生 6.8%、中学生 12.5%、高校生 55.3%とな
っております。

次に、管内の岩見沢市と砂川市では、令和2年度にアンケート調
査を実施しており、岩見沢市では、小学生 10.8%、中学生 21.3%、
高校生 41.1%、砂川市では、小学生 18.1%、中学生 26.5%、高校生
は、実施していないところであります。

この結果は、全国及び管内の他市と比較しても本市は不読率が高
いことが示されており、特に、中学生、高校生はとても高い比率と
なっております。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を
豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで
重要なものであります。

このため、「北海道青少年のための200冊」の推薦図書の情報提
供を行うなど、読書活動の普及・啓発に取り組むとともに、家庭、
学校及び図書館との連携により、本市のすべての子どもがあらゆる
機会や場所において、自主的に読書活動ができるような環境整備や
支援に努めてまいりたいと考えております。

令和3年 第3回 定例会一般質問

紫藤 政則議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (3) 学校図書館のあり方について

質問内容

①学校の図書費も含め教育に必要な予算編制については、予算の権限を持つ市長と教育委員会がきちんと協議され執行されているか伺う。

答弁内容

(学校図書費について) であります、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育関係の予算の執行については首長に権限があることになっており、首長は予算案の調製に当たっては、教育委員会の意見を聞くこととされています。

これまで、学校図書館に必要な予算を含む教育予算については、総合教育会議において意見交流、協議を行ってきたところであり、今後におきましても、教育委員会において十分な協議を行い、市長部局との共通理解を持った中で、予算編成に対するしっかりとした協議を進めてまいります。

令和 3 年 第 3 回 定例会一般質問

山崎 一広議員
教育委員会学務課

件 名 5 福祉行政について

中項目 (1) コロナワクチンの接種状況と現状について

質問内容

夏休みが終了し、2 学期が始まったが、現状の状況はそうになっているのか、感染者はいるのか、また予防対策はどのようなになっているのか伺う。

答弁内容

(新型コロナウイルス感染症における、市内の各小中学校の現状と感染予防対策について) であります、

8 月 16 日で夏休みが終わり、各学校においては、感染状況を確認し、学習活動を工夫しながら、子どもたちの健やかな学びの保障のため、本市の「新しい学校生活スタイル」を踏まえた学校教育活動が始まったところであります。

具体的な感染予防対策といたしまして、「3 密」回避の徹底はもちろん、登校時の健康状態の把握と自宅休養の徹底、手洗い、マスクの着用、消毒、十分な睡眠、バランスの取れた食事など、児童生徒に指導を行うほか、校内各所の消毒作業などを徹底し、感染予防に努めているところであります。

国の緊急事態宣言が 9 月 30 日まで延長されたことを踏まえ、引き続き、感染予防の徹底や行事等の縮小、延期などを含めた工夫を

行い、子どもたちの学びを止めることのないよう努めてまいります。

令和 3 年 第 3 回 定例会一般質問

山崎 一広議員
教育委員会学務課

件 名 4 教育行政について

中項目 (1) 義務教育学校について

質問内容

小学校から中学校までの一貫教育として行う「義務教育学校」について、道内では今春 4 校が開校、札幌市でも今後 3 校が計画しており、砂川市でも既に 2026 年度に開校を予定していると聞いている。少子化の現状で本市も早急に考えてはどうか伺う。

答弁内容

(義務教育学校について) であります、

少子化の進行による児童生徒数の減少が教育にもたらす影響が懸念される中、教育委員会といたしましては、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的として、これまで平成 31 年度には茶志内小学校と中央小学校、峰延中学校と美唄中学校を、令和 2 年度には峰延小学校と中央小学校を、令和 3 年度には南美唄小学校と東小学校、南美唄中学校と東中学校をそれぞれ統廃合してまいりました。

令和 3 年 5 月 1 日現在の児童数は、中央小学校で 315 人、東小学校で 321 人、全児童数で 636 人、同様に生徒数は、美唄中学校で 171 人、東中学校で 203 人、全生徒数 374 人で、市内の児童生徒総数は 1,010 人となっており、5 年後の令和 8 年度は、全児童生徒数

は 828 人で、10 年後の令和 13 年度は 712 人で、児童 430 人、生徒 282 人となり、子どもの減少と学級減が見込まれているところです。

本市では、今年度より北海道教育委員会の事業である学校力向上に関する総合実践事業の指定地域として市内の小・中学校 4 校が指定を受け、この事業の取組として挙げられている、義務教育 9 年間の系統性を踏まえた教科担任制の導入や学習スタイル等のルールの一統などにより、小学校教育と中学校教育を円滑に接続させ、確実に、資質・能力を身に付けさせる教育の充実を図ることとしており、この事業での成果や課題を分析した上で、今後の本市の義務教育学校の方角性を明らかにする一つの取組と考えております。

いずれにいたしましても、少子化が続く中、子どもたちが集団の中で学び合える豊かな教育環境を提供していくため、小中一貫校、あるいは義務教育学校への移行を検討する必要があるものと考えております。

令和3年 第3回 定例会一般質問

山崎 一広議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 4 教育行政について

中項目 (1) 義務教育学校について

質問内容

 メリット、デメリットは、この制度そのものについて「推進意見」「慎重意見」があるが、施設を一体的に管理することでコストダウンが図れるメリットがあるが、デメリットも多くある。本市も、時間をかけて取り組んではどうかと思うが、考え方を伺う。

答弁内容

 （義務教育学校について）であります、

 義務教育学校のメリットは、学力の向上や中1ギャップの未然防止、特別支援教育の充実や家庭・地域との連携の強化などの成果が予想されることから、美唄の特色ある教育活動の充実が期待できると考えている一方、人間関係が固定されやすい、小学校高学年におけるリーダー性の育成が阻害されるのではないかという指摘もあるところです。

 このため、今後の児童生徒数の推移等を考慮し、どの段階での移行が効果的であるか、保護者や地域の方々のほか、各関係機関などのご意見を伺いながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

令和 3 年 第 3 回 定例会一般質問

齋藤 久美夫議員

教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (1) 家族の世話を日常的に行っている 18 歳未満の
子ども「ヤングケアラー」の初の実態調査を行
う方針を道は 示し、公立中高の一部の生徒や
学校を対象に実施するようであるが、本市にお
ける調査について伺う

質問内容

- ①明確な定義はないとのことであるが、一般的にどのような介護者を指すものなのか
- ②具体的なケアの対象者とその内容
- ③「ヤングケアラー」の現状
- ④本市としての調査について

答弁内容

(ヤングケアラーについて) であります、
年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、
大人が担うような家族の介護や年下の兄弟の世話をすることで、自
らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どものことを
ヤングケアラーと言われております。

近年、子どもの中には、こうした家族の介護等が必要なことによ
り、子どもの健やかな成長や生活への影響からネグレクトや心理的
虐待に至っている実態があり、自身の権利が守られていないと思わ
れる子どもが増えている状況にあります。

本年 3 月、厚生労働省と文部科学省が公表した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によりますと、全国から抽出した中学校と高校、約 1,000 校に対して実施した Web での学校調査の結果では、「ヤングケアラーに該当する生徒がいる」と回答した学校は 46.6%で、「いる」と回答した中で、主に「家族の代わりに幼い兄弟の世話をしている」という回答が、79.8%と最も多かったところであります。

また、この調査による中学 2 年生と高校 2 年生、約 1 万 4,000 人を対象に実施した調査結果では、「世話をしている家族の有無」について、「いる」と回答した中学 2 年生が 5.7%、高校 2 年生では 4.1%で、その中でも「幼い兄弟の世話をしている」と回答した中学 2 年生が 61.8%となっています。

世話の頻度につきましては、「ほぼ毎日」が 45.1%で、平日 1 日に費やす時間が「3 時間未満」であるという回答が 42.0%で、「7 時間以上」が 11.6%となっており、このうち世話をしているため「学校にあまり行けていない」「休みがち」と回答した生徒がいることがわかりました。

また、自分は「ヤングケアラーにあてはまると思うか」という問いに対し、「あてはまる」と回答した中学 2 年生は 1.8%、全日制高校 2 年生は 2.3%、ヤングケアラーという言葉聞いたことがない生徒は 84.2%で、認知度が極めて低いことがわかりました。

次に、本市に関する調査につきましては、本年 7 月 29 日付けで北海道と北海道教育委員会の連名で、市内中学校と高校を対象とした、Web による「ヤングケアラー支援に係る実態調査」の依頼があったところですが、本市では、ヤングケアラーは該当者はなしと回答をしたところであります。

令和3年第3回定例会一般質問

齋藤 久美夫議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (1) 家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子ども「ヤングケアラー」の初の実態調査を行う方針を道は示し、公立中高の一部の生徒や学校を対象に実施するようであるが、本市における調査について伺う

質問内容

①小中学校でのヤングケアラーの認知度は低いので、周知する考えはないのか。

②ヤングケアラーの早期発見のための取組みについて伺う。

答弁内容

(ヤングケアラーについて) であります、

本年3月に公表された「ヤングケアラーの実態に関する調査」の研究報告書では、ヤングケアラーという言葉聞いたことがないという生徒が8割以上だったことから、本市では、ヤングケアラーの言葉や意味が浸透するよう学校や各家庭への周知、児童生徒へのお知らせを通して、認知度を高めてまいりたいと考えております。

また、学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携を図り、ヤングケアラーの早期発見に努めるほか、今後は、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」を所管する市長部局と連携を図りながら、本市の宝である全ての子どもたちの権利と

健やかな成長を保障してまいります。